

国立大学法人東京農工大学研究戦略センター運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学研究戦略センター運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>第 14 条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>研究支援・産学連携チームリーダー</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。 <u>ただし、委任状の提出をもって委員の出席とすることができる。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第 16 条 センターの事務は、関係部局の協力を得て<u>研究支援・産学連携チーム</u>において処理する。</p>	<p>第 14 条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>研究国際部研究支援課長</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 運営委員会は、委員の<u>3分の2以上</u>の出席がなければ開くことができない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第 16 条 センターの事務は、関係部局の協力を得て<u>研究国際部研究支援課</u>において処理する。</p>	

附 則 (24 研戦規則第 1 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。